県 政 経 営 会 議 資 料 令和6年(2024年)11月5日 総 務 部 税 政 課

滋賀県税条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

道路交通法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県税条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)について

運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備 (第4条による改正)

- ア希望者には、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することができることとする。
- イ 自動車等を運転するときは、上記事項が記録された個人番号カードまたは運転免許証を 携帯していなければならないこととする。

<施行日以後の保有状況は3パターン>

- ①従来の運転免許証を保有
- ②免許情報が記録された 個人番号カードを保有
- ③ ①と②の両方を保有



(2) 県税条例の一部改正について

上記の改正に伴い、<u>自動車税の減免申請</u>時に申請者が掲示しなければならない書類を改正する。(第73条の3および第73条の14関係)

提示書類(現行)		(改正後)	
「申請書」		同左	
「規則で定める書類※1」	写	同左	写
「規則で定める運転免許証※2」	し 可	「規則で定める運転免許証 <mark>等</mark> ※2	し 可
	٠٠	(追加 <mark>運転免許証その他運転免許を受けてい</mark>	*
		る者であることを証するものとして規則で定め	
		<u>るもの※3</u>)」	

- ※1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ※2 特定身体障害者、生計同一者または常時介護者の運転免許証
- ※3 個人番号カードをカードリーダーまたはアプリで読み取った画面を提示
- ※4 運転免許証の写し、個人番号カードをカードリーダーまたはアプリで読み取った画面コピーを提出

3 施行期日

令和7年3月24日※とする。

※道路交通法の一部を改正する法律の施行の日

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 自動車税の減免を受けようとする者のうち一定の者は、規則で定める書類および運転免許証その他運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるものを提示し、またはこれらの写しその他規則で定めるものを提出しなければならないこととします。(第73条の3および第73条の14関係)
- (2) この条例は、令和7年3月24日から施行することとします。

滋賀県税条例新旧対照表

Iβ

第1条~第73条の2 省略

(環境性能割の減免)

第73条の3 省略

2 前項の規定によって環境性能割の減免を受けようとする者は、第69 条第1項の規定による申告の際(前項第5号に該当する場合にあつて は、災害の日から10日以内)に規則で定める様式による申請書に減免 を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなけれ ばならない。この場合において、同項第2号に該当するときは、当該 申請書の提出と同時に規則で定める書類および運転免許証

_______を提示し、 またはこれらの写し______を提出しなければならない。

第73条の4~第73条の13 省略

(身体障害者等に関する種別割の減免)

第73条の14 省略

2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収するものにあつては納期限(納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属

第1条~第73条の2 省略

(環境性能割の減免)

第73条の3 省略

2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第69 条第1項の規定による申告の際(前項第5号に該当する場合にあつて は、災害の目から10日以内)に規則で定める様式による申請書に減免 を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなけれ ばならない。この場合において、同項第2号に該当するときは、当該 申請書の提出と同時に規則で定める書類および運転免許証等(運転免 許証その他運転免許を受けている者であることを証するものとして規 則で定めるものをいう。第73条の14第2項において同じ。)を提示し、 またはこれらの写しその他規則で定めるものを提出しなければならな い。

新

第73条の4~第73条の13 省略

(身体障害者等に関する種別割の減免)

第73条の14 省略

2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収するものにあつては納期限(納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属

する年度の2月末日)までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第73条の11の規定により提出する申告書に県の発行する証紙を貼付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際(当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証を提示し、またはこれらの写し を提出しなければならない。

(1)~(6) 省略

3~5 省略

第73条の15以下 省略

する年度の2月末日)までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第73条の11の規定により提出する申告書に県の発行する証紙を貼付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際(当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証等を提示し、またはこれらの写しその他規則で定めるものを提出しなければならない。

(1)~(6) 省略

3~5 省略

第73条の15以下 省略